

複数後見の事務について

クローバー運営委員 毛塚 和英/東京都支部

昨今、複数後見で申立てする社協や市区町村が増え、家裁から「財産管理は弁護士等に、身上監護は精神保健福祉士に」という形での依頼もあり、登録者の中にも「複数後見人で身上監護を担当しています」という方もいるのではないのでしょうか。

時折「片方の後見人にはどんなタイミングで連絡を取ればいいのか」や「複数後見の家裁への報告はどのようにすればいいのか」という悩みを聞くことがあります。今回は複数後見を行なう際のポイントを整理したいと思います。

身上監護において、日常的な金銭に関する情報はその範囲になるので把握していると思いますが、財産の部分や、まとまった額の運用については、一方の後見人が動いていることが多く、見聞きすることは少ないと思います。

一方の後見人からなかなか連絡が来ない時も、身上監護を行う中で「私の財産はどうなっていますか？」と聞かれることもあると思います。こういった時の被後見人

への安心材料にもなり、また、今後の『生活』を考えていく上でも、とても大切な『情報』にもなる為、身上監護を行う際にも財産管理の状況を確認しておくことは、後見活動を行う上では大切なものとなります。

については、被後見人の為にも「定期的に、もしくは動きのあった際に財産の状況を教えて欲しい」という旨を受任した際に、一方の後見人と『取り決め』をしておく必要があります。それをしておくとは何かあった時に連絡しやすくなるのではないのでしょうか。

また、家裁への定期報告の「財産管理」の部分については、家裁毎で取り決めが異なります。「身上監護のみの報告で結構です」「財産については複数後見人〇〇と同様」と書いて下さい」または「財産管理の部分も作成してほしい」と言われることもありますので、予め確認が必要です。

後見事務の煩わしさが少なくなり、かつ、被後見人の生活を支えていく後見活動が出来るような『連携の仕組み』を作れることは、ソーシャルワーカーならではの後見活動になるのではないのでしょうか。



クローバー受任細則改正について

2017年度第2回通常理事会（2018年3月10日開催）にて、クローバー登録者受任細則が改正、2018年4月1日より施行されました。今回の改正における変更部分について、ポイントを絞ってお伝えいたします。

1. 定期報告時に実施するチェックシートの内容見直し

倫理に関するセルフチェックシート、身上監護セルフチェックシートは、より課題が明確に把握できるように内容を見直し、「倫理・意思決定支援チェックシート」「社会資源活用チェックシート」と名称を変更しました。特に、「倫理・意思決定支援チェックシート」には、クローバーが重視している倫理・意思決定に関する項目等を新たに盛り込みました。

- チェックシートは後見活動の定期的な点検という目的があります。定期報告時には、必ず実施してください。なお、実施した各チェックシートは、定期報告時にご提出いただく必要はありません。

2. 課題抽出報告書で具体的な課題を報告する流れに

課題抽出シートは、具体的な課題が報告できるように書式を見直し、「課題抽出報告書」と名称を変更しました。「倫理・意思決定支援チェックシート」で、「不適切」「判断がつかない」を選択した項目（1-2、2-6で下線部分に該当した場合も含む）は、課題抽出報告書に状況を記入してください。クローバー運営委員会では内容を確認し、必要に応じて事務局を通じて対応を協議します。

- チェックシートで抽出された課題を、クローバーに具体的にご報告いただきます。記入内容の有無にかかわらず、定期報告時には必ず「課題抽出報告書」をご提出ください。

「クローバー」では、受任者より提出された各報告書の監査を行っています。専門職が成年後見人等に就任し業務を行ううえで、一定の高い倫理観が必要との考えから、必要な場合には指摘や問合せを行うこともあります。

監査結果をよりよい活動に役立てていただければと考えていますので、各報告書の提出を忘れずをお願いいたします。

★新様式は、クローバーWebサイトよりダウンロードできます。

<http://www.japsw.or.jp/ugoki/clover/4-kitei/C006.html>

文責：クローバー事務局

認定成年後見人ネットワーク クローバー 登録・受任・活動状況

1) 認定成年後見人ネットワーク クローバー登録者

2018年5月31日登録者 **167名**

ブロック	人数	都道府県支部内訳(※)
北海道ブロック	5	北海道 5
東北ブロック	11	青森 1、岩手 3、宮城 4、山形 2、福島 1
関東・甲信越ブロック	66	栃木 2、群馬 2、埼玉 13、千葉 8、東京 24、神奈川 9、新潟 1、山梨 4、長野 3
東海・北陸ブロック	21	岐阜 2、静岡 6、愛知 12、三重 1
近畿ブロック	12	京都 1、大阪 4、兵庫 7
中国ブロック	8	鳥取 1、島根 1、岡山 1、広島 3、山口 2
四国ブロック	7	徳島 1、愛媛 5、高知 1、
九州・沖縄ブロック	37	福岡 15、長崎 2、熊本 7、大分 1、宮崎 1、鹿児島 2、沖縄 9

※登録者の所属支部で算出。勤務先(勤務先なしの場合は自宅住所)が所在する都道府県。

2) 認定成年後見人ネットワーク クローバー受任状況

(2018年6月8日現在)

家庭裁判所等からの受任相談件数 **222件**

※クローバー開始時(2009年度)からの総数。

内、正式受任 139件	
受任中 112件	受任終了 27件
宮城 3、埼玉 3、千葉 1、東京 29、神奈川 6、山梨 1、岐阜 1、静岡 1、大阪 2、鳥取 2、愛媛 1、福岡 29、熊本 21、宮崎 1、沖縄 4、家裁外 7	北海道 2、宮城 1、東京 14、静岡 1、愛知 1、大阪 1、愛媛 1、福岡 5、熊本 1
内、受任前調整中 7件	
福島 1、東京 2、神奈川 1、福岡 1、熊本 1、家裁外 1	
内、受任不可 76件	

※受任案件の取扱家庭裁判所の都道府県で算出。

3) 認定成年後見人ネットワーク クローバー 活動状況

(2018年3月1日～2018年5月31日)

- 4月13日 第1回東京都クローバー登録者の集い
- 4月24日 第1回埼玉県クローバー登録者の集い
- 5月15日 最高裁判所事務総局家庭局との「成年後見制度における診断書の見直しについて」打合せ(木太常務理事、齋藤副委員長、浅沼委員)
- 5月26日 第1回神奈川県クローバー登録者の集い
- 6月12日 最高裁判所事務総局家庭局との「成年後見制度における診断書の見直しについて」打合せ(齋藤副委員長、浅沼委員)

クローバー事務局 1年を振り返って

クローバー運営委員 浅沼 尚子/神奈川県支部

2017年度の事務局の活動を振り返って、ご紹介します。2017年度は46件の受任相談がありました。うち家庭裁判所からの推薦依頼31件、本協会構成員やクローバー登録者の横のつながりからの相談は15件でした。

推薦依頼の内訳をみると、新規の申立て33件、現後見人等からの交代が13件でした。現後見人からの交代は、現後見人の高齢や病気、転勤等による辞任申立て(民法844条)に伴う新たな後見人の選任請求(民法845条)に基づくものです(クローバーハンドブックP.30参照)。新規でも交代でも、依頼元の関係機関に共通する要望は「当事者や関係者とのコミュニケーションをしっかりと取れる人をお願いしたい」ということです。

また事務局からも、当事者の方やご家族が本制度の利用をどのように理解し、受け止めているのかを丁寧に確認しています。「精神保健福祉士だから関係性を構築できるはず」と考えたいところですが、そう簡単な話ではありません。受任相談を通して、成年後見制度が、被後見人の意思を尊重し、理解を重視する制度なのだということを伝えるようにしています。

さて、皆さまのお手元には今年度も新しいクローバーハンドブックが届いていると思います。このハンドブック、「また同じもの？」ではありません!中身の充実を目指して、少しずつ変化しています。

今年度は、本協会の「倫理綱領」とクローバーの「行動規範」を掲載しています。成年後見人等の活動は家庭裁判所によって監督されますが、それで十分とは皆さん、お考えにはならないでしょう。後見人の裁量に任せられることも多いからこそ、自らを律する機会や、倫理や行動規範を問い直す必要があると思います。例えば、倫理原則の(3)プライバシーと秘密保持(クローバーハンドブックP.40)。クローバーでは、定期報告書やメーリングリストなどで、被後見人等の個人名をはじめとする個人情報の記載は不要です。適切なコミュニケーションを行うために、再確認をお願いいたします。

今年度もどうぞよろしくお願いいたします。

★クローバー事務局よりお知らせ★

お待たせしました!今年度の継続研修(集合研修)開催予定のご案内です。今年度は2回の集合研修開催を予定しています。

- ◆第1回:東京会場
日程:2018年9月30日(日)
会場:ビジョンセンター浜松町(JR浜松町駅徒歩3分)
- ◆第2回:福岡会場
日程:2018年11月11日(日)
会場:KIPROホール(JR・モノレール小倉駅徒歩5分)

正式にご案内できる段階になりましたら、登録者のみなさまには開催案内をご郵送させていただきます。

編集後記:全国的に梅雨に入りました。ジメジメとした日が続いていますが、皆さまの後見活動はカラッとしていますでしょうか?今号は細則改正や新しいクローバーハンドブックについての記事がありますが、委員会では専門職後見人等の質の担保の為の仕掛けをどうしていけば良いかを常に考えています。精神保健福祉士だから質が高いのではなく、日々、悩み・考えるからこそより良い実践に繋がるのだと思います。是非、一読・・・ではなく機会がある毎にお目を通し頂き、継続研修や『つどい』の際の話題を見つけていただけたら、と思います。(毛塚 和英)